

淀川管内河川保全利用委員会

公園等の占用期間について

令和7年10月

公園等の占用期間について

- 公園・グランド（以下「公園等」という。）の占用期間については、河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）において最長10年以内と定められていますが、淀川河川事務所管内については、これまで河川保全利用委員会の審議の中で、「ランクA・占用期間3年」「ランクC・占用期間5年」といったような形で決定されてきました。
- 今年度に入り、占用者・河川管理者双方の事務負担の軽減をさらに進めて行くとの観点から、近畿地方整備局より、管内の公園等の占用期間を原則10年とする方針が示されました。
- そのため、今年度より準則に定められた各種基準（占用主体、治水・利水、整備計画との整合等）に適合している公園等の占用期間については、委員会の審議と切り離し、原則10年としていきます。（※新しい制度ができたわけではなく、元の形に戻すことになります。）
- 占用期間を10年をしてしまうと、委員会で出された意見に対する進捗状況の確認がおろそかになるおそれがありますので、占用の更新時期とはリンクしなくなりますが、占用期間の中間である5年を目安に報告を求めていくのが良いと思われます。

【河川敷地占用許可準則（抜粋）】

(占用施設)

第七 占用施設は、次の各号に規定する施設とする。

一 次のイから二までに掲げる施設その他の河川敷地そのものを地域住民の福利厚生のために利用する施設

イ 公園、緑地又は広場

□ 運動場等のスポーツ施設

ハ キャンプ場等のレクリエーション施設

二 自転車歩行者専用道路

二～七 (略)

八 次のイ及び□に掲げる施設その他の周辺環境に影響を与える施設で、市街地から遠隔にあり、かつ、公園等の他の利用が阻害されない河川敷地に立地する場合に、必要最小限の規模で設置が認められる施設

イ グライダー練習場

□ ラジコン飛行機滑空場

(以下略)

(占用の許可の期間)

第十二 占用の許可の期間は、第七第1項第一号から第七号までに規定する占用施設に係る占用にあたっては十年以内、同項第八号に規定する占用施設に係る占用にあたっては五年以内で当該河川の状況、当該占用の目的及び態様等を考慮して適切なものとしなければならない。

2 前項の許可の期間が満了したときは、当該許可は効力を失うものとする。

■占用期間・審議時期の考え方

- 公園等の占用期間は、準則第七第1項第一号に則り、ランクに関わらず原則として10年とする。
- 占用期間が10年となる公園等については、5年ごとを目安とした中間審議を設けるものとする。ただし、事案によっては中間審議の期間を短縮することも可能とする。
- また、模型飛行場（宇治川）の占用期間は準則第七第1項第八号に則り、原則5年とする。
- なお、準則に定められた基準に適合しない常翔学園（淀川本川）の占用期間は、委員会が発足する以前に許可していた期間（5年）に戻す。

	占用地	占用期間	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年
これまで	ランクA	3年	○		○		○		○		○		
	ランクC	5年	○			○					○		
これから	公園等（ランクに 関わらず）	原則 10年	○				○					○	
	模型飛行場 (宇治川)	原則 5年	○			○					○		
	常翔学園 (淀川本川)	原則 5年	○			○					○		
	新規・重要案件等	原則 10年	○			○					○		